

# 電話帳と市の情報が一つに

～タウンページ&ハローページ市民便利帳発行のおしらせ～

問合せ先 総務課秘書広報係 ☎2211



## 1月中旬から配布します

下田市とNTTタウンページ株式会社は、「タウンページ & ハローページ（発行：NTT西日本）」に「下田市市民便利帳」を盛り込んだ、「市民便利帳と電話帳の合冊版」を作りました。

様々な行政情報から企業の電話番号まで多くの情報がこの1冊で分かる内容になっています。

### 配布方法

1月中旬から市内全域のご家庭や事業所へポストイング（ポストへの投函）します。

2月以降お手元に届かない場合は

【タウンページセンタ ☎0120-506309

午前9時～午後5時（定休日：土・日・祝日）へお電話ください。

### 古い電話帳の回収

不要になった電話帳は、お手数ですが、市役所市民ロビーに設置の回収ボックスまたは資源回収へお出しいただくか、上記タウンページセンタへお電話ください。

# みんなで支えあう 年金制度

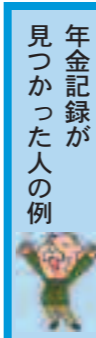


問合せ先 健康増進課国保年金係 ☎3922  
三島年金事務所 ☎055-973-1166

あなたの気になる年金記録、もう一度ご確認を

みなさんの老後の生活を支える大切な年金。老後に支給される年金額は、加入していた年金の種類や加入期間、納めた保険料などによって決定されます。年金の記録に「もれ」や「誤り」があると、加入者が将来受け取る年金額にも影響を及ぼしてしまいます。年金記録問題の解決に向けて日本年金機構では年金特別便を送付するなど、みなさまにご確認をお願いしています。

しかし、いまだ約2,200万件もの確認できていない記録が残っています。年金記録にもれや誤りがあるのではとご心配のある方は年金事務所にご相談ください。



現在、約9人に1人の年金記録が見つかっています。若い頃に勤めていた記録◎結婚前の旧姓の記録◎名前の読み方が誤って登録されていた記録◎そのほか、転職が多かった人など、ぜひご確認ください。

年金記録の確認はねんきんネットが簡単・便利

ねんきんネットはインターネットを通じて時間を気にせず24時間いつでも最新の年金記録を確認できます。年金に加入していない期間、標準報酬月額など、確認したい記録が分かりやすく表示されています。

また、平成25年1月末から宙に浮いた年金記録の中に、自身の記録があるかどうか調べる事が可能になります。

### 年金記録がお手元にないときは

#### 1 インターネットで登録する

日本年金機構のホームページから「ねんきんネット」の利用登録をする

郵送によりユーザIDが届く

「ねんきんネット」にログインして年金記録を確認する

詳しくは「ねんきんネットで検索」URL: [http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

#### 2 「年金定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」で申し込む

専用ダイヤルにお電話いただき、「ねんきんネット」の年金記録の送付をお申込みください

年金定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ▶ 0570-058-555

受付日時 月～金 午前9時～午後8時 第2土曜日 午前9時～午後5時 ※祝日(第2土曜日を除く)は利用できません

## 新成人のみなさまへ 国民年金の加入手続きを



国民年金は日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人加入する制度です。

自営業者・学生・フリーターの人は第1号被保険者、会社員や公務員など厚生年金や共済年金に加入している人は第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者となります。

20歳を迎えるときなど、第1号被保険者に該当する場合は市役所などで加入の手続きをしてください。なお、学生や、所得が少ない

## 確定申告に必要です 公的年金源泉徴収票が送付されます

公的年金のうち、老齢・退職を支給事由とする年金は、税法上雑所得として所得税の課税対象となります。

そのため、老齢年金を受給している人は1月下旬に源泉徴収票が届きます。この源泉徴収票は平成24年1月から12月までに支払われた年金額や源泉徴収を証明する書類として



20歳になったら年金手帳が届きます

く保険料の納付が難しい場合、学生納付特例や若年者納付猶予などの申請もできますのでご相談ください。加入手続きや免除申請などをせず、未納・未加入のままにしておくと、病気や事故などで障害が残った際に、障害年金を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。

して確定申告をするときに必要になります。源泉徴収票が2月になって届かない、または紛失してしまった場合には再発行できますので、年金事務所にお問い合わせください。

また、過去の源泉徴収票が必要な場合、平成18年以降のものであれば再発行できます。

## 個人の給水装置の漏水が増えています

いつもと同じように水道を使っているのに、水道料金が普段よりも高いなと思ったことはありませんか。

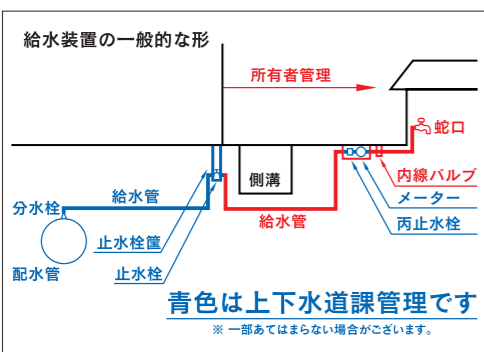
こんなときは、宅地内の地下や建物内の目に見えない場所、配管のヒビ割れや腐食による漏水(水漏れ)が考えられます。

すぐにご家庭のすべての蛇口を閉めて、ご自分の水道メーターを確認してください。パイロットがゆっくりでも回っていれば漏水の可能性がります。



漏水の場合は、ご自分で修理をせずに、下田市指定水道工事に調査、修理をお申込みください。

チェックを定期的に行なう事により、漏水を早期に発見する事が出来ます。漏水に気付かずいると、貴重な財産である水を無駄にするだけでなく、お客様の水道料金も高くなってしまいます。各家庭で自主的に漏水のチェックを行なってください。漏水した水量・料金について一部減免できる事があります。その場合は、修理を依頼した指定水道工事に相談し、修理完了後に「料金減免申請書」を提出してください。 ※給水装置の個人での修理等は条例によって禁止されていますので、絶対に行なわないでください。



問合せ先 上下水道課 ☎1200